

建築・設備工事における入札時積算数量書活用方式試行要領

1 目的

入札時積算数量書活用方式は、福島県土木部が執行及び受託する建築・設備工事の請負契約締結後における積算数量に関する協議の円滑化に資するため、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加する場合において、工事請負契約の締結後に生じた当該積算数量の疑義について、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うこととする方式である。

2 用語の定義

- (1) この要領において「積算基準」とは、建築関係工事積算基準（福島県土木部）をいう。
- (2) この要領において「積算数量」とは、工事費を算出するために必要となる数量について、積算基準に基づき発注者が算出した数量をいう。
- (3) この要領において「入札時積算数量書」とは、発注者が入札時において積算数量として、積算基準に基づき作成した入札公告時に添付する「数量内訳書（金抜設計書）」をいう
- (4) この要領において「工事費内訳書」とは、入札において入札参加者から提出される見積内訳書をいう。

3 対象工事

令和元年9月1日以降に起工する福島県土木部が執行及び受託する全ての建築関係工事に適用する。（設計施工一括発注方式を除く）

4 対象工事である旨等の明示

- (1) 本方式の対象工事である旨の明示は、入札公告及び特記仕様書への記載により行うものとする。
- (2) 本方式を適用する工事においては、契約締結後において、入札時に発注者が示した積算数量に疑義が生じたときは、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うこととなることを合意する。
なお、積算数量に関する協議の結果、請負代金額を変更するときは、契約書第24条に定めるところによるものとする。

<入札公告への記載例>

○その他

本工事は、「入札時積算数量書活用方式」の対象工事である。

本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加する場合において、工事請負契約の締結後に生じた当該積算数量の疑義について、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

<特記仕様書の記載例>

○「福島県建築・設備工事特記仕様書」

- ・ 1 一般共通事項 1 適用基準等 の特記事項欄に「※入札時積算数量書活用方式試行要領」と明記
- ・ 1 一般共通事項 3 2 入札時積算数量書活用方式 と明記。

特記事項欄に以下明記。

本工事は、「入札時積算数量書活用方式」の対象工事である。

本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加する場合において、工事請負契約の締結後に生じた当該積算数量の疑義について、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

<契約書への記載例>

○別紙「特約条項」による

5 入札時積算数量書活用方式の実施手続

(1) 入札時積算数量書の取り扱い

入札時積算数量書は、入札時に参考資料として公開するものとする。

入札時積算数量書に記載された積算数量については、入札時積算数量書に基づく工事費内訳書の作成や契約締結後における工事の施工を義務付けるものではないが、積算数量に疑義が生じた場合における発注者と受注者との協議は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。

(2) 入札時積算数量書に対する質問及び回答

入札参加者は、入札時積算数量書に記載された内容について質問することができる。この場合における質問及び回答は、入札説明書等に対する

質問として行うものとする。なお、受注者は、当該質問の有無にかかわらず、契約締結後に積算数量に疑義が生じた場合には、積算数量に関する協議を求めることができることに留意するものとする。

(3) 工事費内訳書の取り扱い

提出された工事費内訳書は、厳重に管理し、(4)イに規定する場合に該当するかどうかを確認する際に用いるものとする。

(4) 積算数量に関する協議

ア 受注者又は発注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

イ アの協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

ウ 入札時積算数量書に記載された積算数量に関する協議は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、仮設工事、土工事及び入札時積算数量書において数量を一式としている項目（工種）（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除くものとする。

エ ウの協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

附則

この要領は、令和元年9月1日から適用する。

特約条項

(入札時積算数量書に疑義が生じた場合における確認の請求等)

受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書（仮設工事、土工事及び一式とされた項目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。）に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、確認を求めることができないものとする。

- 2 前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- 3 監督員は、第1項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。
- 4 前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。
- 5 前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められるときは、工事請負契約約款第24条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における同条第1項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。